

おおぞら

No.35

札幌おおぞら法律事務所 ☎060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目6番地 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705
URL <http://www.ozoralaw.com/>



八幡坂（函館市）



権力を憂うことが多すぎる。

死刑の執行とそのあり方、再審開始決定の棄却と新たな再審新決定。その被告人は、もはやこの世にはいないことも無慈悲。権力の横暴に対して、闘わなければならない。

誰も望んでいないカジノ推進法。多くの人がその課題を理解していない成人年齢の引き下げ。何をどうしてよいかわからない成年後見利用の促進。権力こそ、個々の市民への説明と対話を大切にしてほしい。

そして私たちは、これからも、少しでも市民に寄り添って生きたい。じん肺やアスベスト被害、原発事故被災者と被災地、そして今回の豪雨被害に対しても。

出来ることは決して多くないかもしれない。でも、そんな気持ちを忘れずに。

今年は、本当に暑い暑い夏のようです。みなさま、どうかご自愛ください。

2018年8月 札幌おおぞら法律事務所 一同

弁護士と危機管理

弁護士

川島 英雄

今年の上半期は、スポーツの世界で起きたトラブルが社会問題としてメディアに取り上げられる機会が多くなったように思います。

起きたトラブルについては、民事や刑事で法律的にどうなるかという点が問題になるので、コメントーターとして弁護士が登場するということもありました。また、おそらく、トラブルの当事者たちも、自分の問題を直接弁護士に相談して、アドバイスを受けたりしたことでしょう。



ところが、このトラブルがメディアに取り上げられた際、記者会見の方法や、対外的なコメントの出し方などが、ネットをはじめ社会で大きな批判を受けていたように思います。私も、こんなコメント出さない方がいいんじゃないかな?という感想を持ったときもありました。こうした応対は、相談を受けた弁護士が指導したのだろうか?など想像したりもしました。

東京や大阪で企業の不祥事対応などを数多く手がけている事務所であればともかく、私の知る限りでは、通常、弁護士は、相談者のトラブルについて、裁判でどうなるかという見通しや対策などの法的なアドバイスはしますが、記者会見の方法やメディア対応についてはあまりアドバイスしないと思います。これは、ある意味では当然のことで、弁護士が、不祥事に対する適切な危機管理というものを学んでいるとは限らないからです。

そういう意味では、今年見たスポーツのトラブルのメディア対応には、弁護士は関与していないのかもしれません。

もっとも、最近の弁護士の業務は、トラブルが大きくなってから相談を受けて受任し、裁判をするというだけでなく、そもそもトラブルが大きくなる前に相談してもらい、紛争を未然に防いだり、紛



争に備えて証拠を残しておくよう指導したりするなど、事前の対応に力を入れようとする動きが増えています。

札幌おおぞら法律事務所でも、老後や亡くなった後に備えて、早めに成年後見、遺言、相続に関する相談を受けることをみなさんにお勧めしたりしています。

このような、紛争を未然に防ぐという視点は、実は、不祥事の際に炎上させないようにするという危機管理という考え方と、非常に近いのではないかと思います。

そう考えると、紛争予防に力を入れる弁護士は、法的な観点でだけ紛争予防を考えるのではなく、依頼者が遭遇する可能性のある様々な問題に的確に対処できるよう、危機管理というものについても身に着けていく必要があるのではないかと感じました。

私はたまたま、広報を独学で学び、その中で危機管理の知識の初歩くらいは身に着けたつもりですが、まだまだ十分な知識は得られていません。今後は、この危機管理をきちんと習得して、依頼者の方に、法的な観点を超えた幅広い意味での「紛争予防」ということを実現できるようにしていきたいと思っています。



ご存知ですか？

相続のこと



みなさん、年齢を重ねていくと、どうしても老後のことが、万一のことなどを考える機会が増えると思いますが、もし、今、万一のことが起きたらどうなるか、知っていますか？

・長子が優先されることはありません

何も手を打たずに万一のことが起きた場合、相続は「法定相続」になります。法定相続の場合、長男を優先するといったようなルールは一切ありません。

相続人同士で円満に話し合いができるなら、話し合いによって法定相続と違う解決をすることはできます。しかし、法定相続分どおりもらいたいと要求する相続人がいたら、その要求を強制的にやめさせることはできないのです。

・法定相続人が誰なのかわかりますか？

万一のことが起きた場合、誰が相続人になるのか知っていますか？

夫や妻がいる場合は、その人は常に相続人になります。でも、その人だけが相続人ということではありません。子どもがいれば子どもと、いなければ親と、親もいなければ兄弟姉妹と一緒に相続人になります。

再婚をしている場合には、前夫や前妻との間に子どもがいれば、その子どもも相続人になります。また、養子縁組をしている場合は、その養子も相続人になります。

・本人を一生懸命介護したら相続でいいことがある？

まず、「お嫁さん」といった立場の、法定相続人でない人は、いくら頑張って介護しても、相続としては何も受け取ることはできません。

また、実の子どもなど相続人が介護を頑張った場合、相続で少しだけ配慮してもらえる可能性はあるのですが、努力が報われるほどに期待できるようなものではありません。

・放置しておくべき相続することはない？

先ほど紹介した、前夫や前妻の子が相続人になってしまうように、長年疎遠になっている法定相続人も、何もせずにいれば相続人になってしまいます。

逆に、法定相続人の側から考えたとき、関わりたくないから相続したくないと思っても、放置していれば相続してしまうことになります。相続しないためには、家庭裁判所に相続放棄の手続きをしなければなりません。

実は、ここに書いた内容は、相続の法律の決まりのうちごく一部です。細かく説明しようとすると、ここでは全然書ききれないくらいになってしまいます。

このような、相続に関する知識を少しでも知っておき、そのままにしておくとどうなるのか、それを回避するためにはどんな方法があるのか、そういうことについてあらかじめ対策を講じることは、とても大切です。

弁護士は、こうした、先のことに備えるアドバイスもできます。

相続の問題というと、先の話であると考えてしまいかでし、弁護士に相談するというと、紛争が大きくなってしまうことが多いと思います。

でも、弁護士は、早めに相談しておいて、紛争に備えるために利用することにも使えます。相談するだけでもよく、依頼しなければならないわけではないので、ぜひ、将来の紛争予防のため、また、ご自身の思いを少しでも実現できるようにするために、相続に関する疑問は、早めに弁護士にご相談ください。



相続だけではない、シニア世代の法律問題

相続のお話をしましたが、実は、年齢を重ねていったみなさんに関係する法律的な問題は、相続に限りません。

● 詐欺や悪徳商法の被害

年齢を重ねていくと、誰でも、いろいろな能力が低下してしまうことは避けられません。特に、判断能力の低下が一定以上になってしまふと、振り込め詐欺や悪徳商法に騙されてしまったり、もしかすると、自分の財産の管理も不十分となったりしてしまうかもしれません。

振り込め詐欺や悪徳商法に騙されてしまったときにどうしたらよいかということも、弁護士は相談に乗ることができます。

● 後見制度

でも、その前に、そもそも、自分の判断能力が低下してしまった場合に備えてどうしたらよいか、といったことにも答えることができます。このようなときに利用するのが、後見制度です。

後見制度は、実際に判断能力が低下してしまったときに利用する法定後見という制度と、まだ元気でしっかりしているうちにあらかじめ対応しておく任意後見という制度があります。

後見制度というものがよくわからず、自分とは縁遠いものだと感じている方も多いかもしれません。実はうまく利用できる可能性があります。相談したからといってすぐ利用しなければならないわけではないので、一度、相談にいらしてみてください。

● 契約書の確認

また、年齢を重ねていくと、高齢者専用住宅や施設などに転居を考える方もいらっしゃるかもしれません。施設との契約も立派な契約なので、契約書に書かれた内容は、あとで施設との約束事として大事な意味を持ってきます。しっかりと内容を確認してサインしないと、後に思わぬトラブルになることもあるかもしれません。



● その他

そのほか、交通事故や施設事故など遭ってしまった場合にどうしたらよいか、保険や介護の手続きでわからないことがある、さらには、あまり考えたくないことがあります。親族とのトラブルや、離婚や養子縁組の解消といったことも、可能性がゼロであるとはいえないかもしれません。

このように、シニア世代にも、相続に限らず、様々な法律問題が起こる可能性があります。起きてしまってからの対応ももちろんできますが、それよりも、少しでも早く弁護士に相談していただければ紛争の予防や備えになりますので、早めの相談を考えてみていただければと思います。

事務所からのお知らせ

- 8月11日（土）から8月14日（火）までお盆休みとさせていただきます。
- 相談は予約制です。必ず前もってお電話をいただき、ご予約いただいてからお越しください。
- 相談料は1時間まで5,400円（税込）です。
- 初めての方は最初の30分無料です**（法テラスの法律相談援助などを利用できる場合を除きます）。
- 法テラスの法律相談援助や弁護士費用保険などを利用できる場合があります。
- ホームページを開設していますので、詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.ozoralaw.com/>



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目6番地タイムズビル3階

TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705

営業時間 平日9:00~17:30